

那珂市市民活動事故判定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那珂市市民活動補償制度実施要綱（平成23年那珂市告示第3号）第6条第3項の規定に基づき、那珂市市民活動事故判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に諮る事項)

第2条 委員会に諮る事項は、次に定めるところによる。

- (1) 賠償責任事故に係る市民活動中の事実関係及び市民活動事故認定の是非に関すること。
- (2) 傷害事故に係る市民活動中の事実関係及び奉仕活動事故認定の是非に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、教育次長その他関係部長をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長には市民生活部長をもって充てる。

2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。